

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：22 国名：マラウイ 担当：農村開発部
案件名：中規模灌漑開発プロジェクト（農民組織による灌漑農業運営管理指導）

1 今回契約予定のコンサルタント
農民組織による灌漑農業運営管理指導 3号

2 契約予定期間：全体 2013年7月上旬から2013年11月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
農民組織による灌漑農業運営管理指導 5 112 3 4.13
（現地：3.73M/M、国内：0.40M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月17日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：農民組織による灌漑農業運営管理指導 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：マラウイ/全途上国
類似業務：農民組織化、特に水利組合運営に関する各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

マラウイ国（以下、「マ」国）は、UNDPの「人間開発報告書2012」における人間開発指標値が186ヶ国中170番目に位置する等、世界で最も貧しく生活環境の厳しい国の一つである。農業は「マ」国の国内総生産（GDP）の38%、総輸出額の80%を占める基幹産業であるが、農業生産者の大多数を占める小規模農家の多くは天水農業に依存し、干ばつや洪水等の突発的な自然災害に対して脆弱である。国家の食糧安全保障や商業的農業の振興のためには灌漑農業の導入が必要不可欠であり、「マ」国における中期国家開発計画である「Malawi Growth and Development Strategy: MGDS II」等の国家計画や農業政策において、灌漑開発は常に優先課題に掲げられている。

しかし、国内の灌漑可能面積が約40万haといわれる中、現在の灌漑面積は約7.8万haにすぎず、このうち、エステート（大規模灌漑）を除いた農家管理灌漑施設は、小規模農家による自助努力型灌漑地区を形成し、最小限の政府支援の下、農民自身によって維持管理されている。これら農家管理灌漑施設のうち、恒久的構造物を有する中規模灌漑施設はその多くが修復を必要としているとみられ、農民の灌漑施設修復・運営・維持管理能力向上のため、農民主体による灌漑施設運営管理システムの確立が早急に必要とされている。また、地方の灌漑技師は技術的に課題を多く抱えており、灌漑施設の設計・施工・維持管理にかかる一連のプロセスを独自で実施できるよう、能力強化が必要な状況にある。

このような背景の下、JICAは2006年から2009年にかけて開発調査「農民組織による（中規模）灌漑施設管理能力向上計画調査」（以下、「開発調査」）を実施し、全国の中規模灌漑地区（10-100ha）における既存灌漑地区の修復に係るアクションプラン（A/P）、及び新規灌漑地区の開発に係るディベロップメントプラン（D/P）の策定、及び政府職員や農民向けの技術ガイドラインやマニュアル作成を行った。これら開発調査の成果を踏まえ、「マ」国政府が実施する、持続可能な中規模灌漑開発事業の推進を支援することを目的として、「中規模灌漑開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が、「マ」国水開発・灌漑省灌漑局及び農業・食糧安全保障省普及局を実施機関として2011年6月から2014年5月まで実施されている。

本プロジェクトは、灌漑施設の設計・施工・維持管理を担う県レベルの灌漑技師及び農民の組織強化を行う農業普

及員の能力強化を目的に実施するものであり、現在、3名の長期専門家（チーフアドバイザー/モニタリング評価、灌漑施設/水管理、業務調整/普及）が派遣され、3か所のパイロット事業の実施を通して、灌漑局、プランタイア灌漑サービス事務所（以下、「BISD」）及びマチンガ灌漑サービス事務所（以下、「MISD」）管轄下の11県の灌漑事業関係者（灌漑技師、農業普及員、農民グループ）の能力強化を図っている。また、これまでに「営農」、「農民参加型工事施工管理」の短期専門家を派遣した。

2012年度には2か所のパイロット事業地区（BISD管轄ムランジェ県のMsikita地区とMISD管轄マチンガ県のWenzide地区）において、建設資材を可能な限り現地コミュニティで調達し、受益農民の労働力を利用しながら、県の灌漑技師・農業普及員主導による直営工事として実施し、一部の工事を残すものの完工部分においては灌漑を開始できる状態になっている。3か所目のパイロット事業地区には改修工事パイロット事業地区としてムランジェ県のTipindule地区が選定され2013年度に先行2か所のパイロット事業地区同様のアプローチで工事が実施される予定である。

先行2か所のパイロット事業地区では灌漑施設が完成した一部の農地において、2013年4月から営農が開始されるが、灌漑施設の維持管理・水管理・営農を各農民グループが自立的に行えるように指導する必要がある、これらは担当政府職員（農業普及員と灌漑技師）を通して行われる。

本専門家は、当該2か所のパイロット事業地区における農民グループによる灌漑農業の実施運営状況を評価し、それに基づいてパイロット事業で建設した灌漑施設を利用する農業の技術的指導及び農民グループの能力強化に係る指導をカウンターパート（C/P）（農業普及員・灌漑技師）と農民に対して行うことを目的とし、派遣するものである。また、3か所目のパイロット事業地区における農民グループに対しても、同様に必要に応じて助言を与える。

なお、想定している本専門家の主要なC/Pは次のとおり。

- BISD管内：ISD灌漑技師3名（CIO: Chief Irrigation Officer, PIO: Principal Irrigation Officer, IO: Irrigation Officer）、Mulanje県灌漑技師2名（IO, SAIO: Senior Assistant Irrigation Officer）、農業普及員3名（AEDO: Agriculture Extension Development Officer 2名とAEMO: Agriculture Extension Methodology Officer 1名）

- MISD管内：ISD灌漑技師3名（CIO,PIO,IO）、Machinga県灌漑技師3名（IO, 2 SAIOs）、農業普及員2名（AEDO, AEMO）

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは灌漑農業開始3~4ヶ月後における2つのパイロット事業地区（MsikitaとWenzide）の農民グループによる灌漑農業の実施運営状況（灌漑施設の維持管理・水管理・営農）を評価し、農業普及員・灌漑技師・農民グループを対象に実施運営状況に関する指導を行う。さらに、3か所目の事業地区（Tipindule）についても将来の農民らによる灌漑施設の維持管理・水管理・営農を見据えた助言を行う。また、今回の指導・活動内容をプロジェクトで改訂中の農業普及員・灌漑技師向けマニュアルの関連部分に反映する。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

[農民組織による灌漑農業運営管理指導]

(1) 国内準備期間（2013年7月中旬）

ア 既存の各種報告書・資料のレビューやJICA農村開発部等との打ち合わせを通じて、本件実施に必要な情報を収集・整理し、状況を把握する。

イ 農民グループによる自立的な灌漑施設の維持管理と灌漑農業の運営体制構築に関連する情報を収集・整理しつつ、現地業務工程を含む業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出し、説明を行う。

(2) 現地派遣期間（2013年7月中旬~11月上旬）

ア 現地業務開始時に、プロジェクトの長期専門家、C/P及びJICAマラウイ事務所に対して業務計画の説明を行い、必要な場合は修正を加えて業務計画書を提出する。

イ 既存の各種報告書・資料のレビューやプロジェクト関係者などからの聞き取り、現場視察等を通じ、農民グループによるパイロット事業地区における水管理や営農を含む灌漑施設の維持管理の水準と実態を把握する。また、C/Pの関連技術・知識レベルについても把握する。

なお、パイロット事業地区の概要は次のとおりである。

事業地区名	受益面積(ha)	受益農民数(人)	灌漑方式	主対象作物	水源	水路
Msikita	60	約300	重力式	メイズ	河川	総延長2,900m
Wenzide	42	約250	重力式	メイズ+米	河川	総延長1,900m
Tipindule	50	約200	重力式	メイズ	河川	総延長約2,000m

ウ 3か所のパイロット事業地区における灌漑施設の維持管理・水管理・営農の現状、さらにそれを運営する農民グループの組織や機能を、地区担当のC/P（農業普及員・灌漑技師）と共に検証し、事業地区毎の改善案策定を支援する。改善案は以下が想定されるが、これらに限るものではない。

(ア) 年間灌漑施設維持・水管理計画の改善案の提案

(イ) 農民グループ組織・運営・規約等の改善案の提案

(ウ) 営農の視点からの提案（作付け様式等）

エ 地区担当のC/P等と共に3か所のパイロット事業地区の農民グループに対して現場でWorkshopを行い、上記ウに基づく農民グループによる計画や規約等の策定を指導する。Workshopの参加者は農民等を中心に1か所あたり40人前後を想定するが、C/P等と協議して決定する。

オ C/Pが農民グループに対して実施した(する)水管理や農民組織等の研修内容と研修資料・教材をウの観点から再検討し、農民向けと農業普及員・灌漑技師向け研修計画（アウトライン）を既存のリソース（知識・研修資料・教材等）を利用しながら改善するにあたり、C/Pに対して助言する。

- カ C/P対象のWorkshopを開催し、ウ、エ、オに係る報告・講義を行うとともに、農民グループの強化、灌漑施設の維持管理、水管理、営農等に関連する要点を整理する。その結果をプロジェクトで改訂中のマニュアルの本業務に関連する部分にフィードバックする。なお、本Workshop参加者はプロジェクトの対象11県の灌漑技師と農業普及員、合計40人前後が想定される。
 - キ 業務完了時に、業務内容・成果及び提言を取りまとめた現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に対して提出し、報告を行う。
- (3) 帰国後整理期間(2013年11月中旬)
- ア 専門家業務完了報告書(和文)をJICA農村開発部へ提出し、報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書

和文3部(JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部、プロジェクト)

英文4部(C/P機関、JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、プロジェクト)

(2) 現地業務結果報告書

英文4部(C/P機関、JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、プロジェクト各1部)

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部(JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部、プロジェクト各1部)

英文4部(C/P機関、JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、プロジェクト各1部)

なお、上記8(2)ウ、エ、オ、カで作成される取りまとめ資料やマニュアル等は、(2)現地業務結果報告書の添付資料として提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路：香港・ヨハネスブルグ

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課(: 03-5226-8429)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

マラウイの農民は他援助機関が実施する活動への参加において、賃金等のインセンティブを受け取ることがあるが、本プロジェクトでは農民の自立性や自主性、さらに持続性を醸成することを目的として、そのようなインセンティブは極力提供していないため、農民らのモチベーションを考慮しながら活動を実施することが必要となる。このため、農民及び関係者との交渉を含む高いコミュニケーション能力(英語)が求められる。

また本コンサルタントは、BISD内のプロジェクト事務所と現場を往來しつつ業務を行う。Blantyreは首都Lilongweから車で片道約4時間、Blantyre-Msikitalは同約2時間、Blantyre-Wenzidelは同約2時間、Blantyre-Tipinduleは同約1時間である。基本的な宿泊場所はBlantyreを想定しているが、必要に応じて3つのパイロット事業地区付近、首都Lilongwe等への宿泊も見込まれる。